

1. 研究論文の作成
 - ・投稿者は、所定の日本デザイン学会論文集『デザイン学研究』投稿規定ならびに執筆要領に準拠し、研究論文を作成する。
 2. 研究論文の提出
 - ・投稿者は、完全版下（Camera ready）原稿として作成した研究論文を、下記の電子審査システムを通じて論文審査委員会事務局に提出する。
<http://www.editorialmanager.com/jssdj/>
 3. 研究論文受領書の受け取り
 - ・論文審査委員会は、投稿者より送られてきた研究論文ならびに電子審査システムに登録された情報が、投稿規定ならびに執筆要領に準拠していることを確認する。
 - ・投稿者より送られてきた研究論文ならびに電子審査システム上に登録された情報が、投稿規定ならびに執筆要領に準拠していない場合には、論文審査委員会は電子審査システムを通じて投稿論文を投稿者に返送する。
 4. 研究論文審査
 - ・論文審査委員会は、投稿のあった研究論文一件ごとに、最適な研究論文審査員二名を定める。この時、研究論文の内容によっては、研究論文審査員を本学会正会員以外に求めることがある。
 - ・論文審査委員会は、電子審査システムを通じて研究論文審査員に投稿原稿ならびに「投稿原稿査読結果報告書」を送付する。
 - ・研究論文審査員は審査受諾後約3週間以内に論文を審査し、電子審査システムを通じて論文審査委員会に「投稿原稿査読結果報告書」を提出する。
 - ・論文審査委員会は、研究論文審査員二名より返送されてきた「投稿原稿査読結果報告書」を突き合わせ、とりわけ、投稿原稿の採否ならびに投稿原稿の掲載区分（論文、報告、論説の別）などに関する判定が異なる場合には、第三の研究論文審査員を定め、研究論文審査を依頼する。
 5. 研究論文審査結果の通知
 - ・論文審査委員会は電子審査システムを通じて投稿者に審査結果を通知する。
 - ・投稿論文審査結果は、およそ、次の型に分かれる。
 - ①投稿原稿に修正を要さず、掲載可のもの。
 - ②投稿原稿に一部修正を要し、掲載可のもの。
 - ③投稿原稿に大幅修正を要し、再審査を必要とするもの。
 - ④本学会誌への掲載がふさわしいと認められないもの。
 - ・上記①の場合には、論文審査委員会は電子審査システムを通じて投稿者に「投稿論文掲載採択通知」を送付する。
 - ・上記②あるいは③の場合、投稿者は審査結果通知に記されている事項に従って、修正原稿ならびに[回答書]を作成する。
 - ・上記②の場合、投稿者は、指示に従って、約2週間内で修正原稿ならびに[回答書]を作成し、電子審査システムを通じて論文審査委員会に再提出する。論文審査委員会は、修正原稿ならびに[回答書]を精査し、採否を最終的に決定する。また、「投稿論文掲載採択通知」を電子審査システムを通じて投稿者に送付する。
 - ・上記③の場合、投稿者は指示に従って約10週間内で修正原稿ならびに[回答書]を作成し、電子審査システムを通じて論文審査委員会に再提出する。論文審査委員会は、修正原稿ならびに[回答書]を論文審査員に送付し、研究論文再審査を依頼する。
 - ・上記④の場合、論文審査委員会は電子審査システムを通じて投稿者に「投稿論文不採択通知」を送付する。
 - ・上記①②③④のいずれかの論文審査結果に対して意義申し立てを行う必要があると考える場合、投稿者は、その旨を明示した書類を作成し、論文審査委員会に提出することができる。論文審査委員会は、意義申し立て書類を精査し、なんらかの返答を、書面にて投稿者に送付する。
6. 校正
 - ・原則として、論文審査委員会においてすべての校正を行う。
 7. 発刊
 - ・最も速い場合で、投稿から掲載までに約3カ月を要する。
 - ・論文審査委員会では、研究論文審査員のご協力を得て、投稿のあった論文すべてが一刻も速く掲載となるよう、所定のプロセスを踏んだ作業を最大限迅速に行っている。しかしながら、投稿時期によっては、3カ月よりも多くの時間を要する場合があるので、投稿者にとっては、この点を十分に勘案し、余裕をもった投稿を心がけること。
 8. 別刷の送付
 - ・論文投稿時に電子審査システム上で申し込まれた[別刷]は、本部事務局より、投稿者（共同執筆の場合は代表者）に郵送される。
 9. 掲載料の納入
 - ・別刷が本部事務局より投稿者に郵送される段階で、別冊代請求書とともに[掲載料請求書]が同封されている。この請求書に応じ、投稿者は、指定された方法で、速やかに[掲載料]を納入する。